

公的資金補償金免除繰上償還に係る公営企業経営健全化計画

I 基本的事項

1 事業の概要

特別会計名：集落排水事業費特別会計

事業名	農業集落排水事業 漁業集落排水事業 林業集落排水事業 小規模集合排水処理事業 特定地域生活排水処理事業		
事業開始年月日	昭和58年11月25日	地方公営企業法の適用・非適用	<input type="checkbox"/> 適用 <input checked="" type="checkbox"/> 非適用
団体名*	鳥取市	職員数* (H19. 4. 1現在)	10
構成団体名			

注1 事業を実施する団体が一部事務組合等（一部事務組合、広域連合及び企業団をいう。以下同じ。）の場合は、「団体名」欄に一部事務組合等の名称を記載し、「構成団体名」欄にその構成団体名を列記すること。

2 「職員数」欄には、当該事業に従事する全職員数を記載すること。

2 財政指標等

資本費	155 (H18)	公営企業債現在高 (百万円)	25,687
累積欠損金 (百万円)		利益剰余金又は積立金 (百万円)	51
不良債務 (百万円)		財政力指数*	0.551 (H18)
資金不足比率 (%)		実質公債費比率* (%)	17.3 (H19)
		経常収支比率* (%)	84.4 (H18)

注 平成17年度（又は平成18年度）の公営企業決算状況調査、地方財政状況調査等の報告数値を記入すること。
なお、財政力指数、実質公債費比率及び経常収支比率は、当該事業の経営主体である地方公共団体の数値を記載し、当該事業が一部事務組合等により経営されている場合は、その構成団体の各数値を加重平均したものを記載すること。（ただし、旧資金運用部資金及び旧簡易生命保険資金について対象としない財政力1.0以上の団体の区分については構成団体の中で最も低い財政力指数を記載すること。）

3 合併市町村等における公営企業の統合等の内容

<input type="checkbox"/> 新法による合併市町村、合併予定市町村における公営企業の統合等の内容 <input checked="" type="checkbox"/> 旧法による合併市町村における公営企業の統合等の内容 <input type="checkbox"/> 該当なし
<p>[合併期日：平成16年11月1日 合併前市町村：鳥取市、国府町、福部村、河原町、用瀬町、佐治村、気高町、鹿野町、青谷町] 統合等の内容：特別会計を統合し、予算決算を本庁（旧鳥取市）に一元化し、旧町村は支所を配置し維持管理を中心に行う。合併前に異なっていた集落排水施設使用料の料金体系を平成22年度までに段階的に統一。</p>

注1 「新法による合併市町村、合併予定市町村」とは、市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）第2条第2項に規定する合併市町村及び同条第1項に規定する市町村の合併をしようとする市町村で地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第7項の規定による告示のあったものをいう。

2 「旧法による合併市町村」とは、市町村の合併の特例等に関する法律（昭和40年法律第6号）第2条第2項に規定する合併市町村（平成7年4月1日以後に同条第1項に規定する市町村の合併により設置されたものに限る。）をいう。

3 にレを付けた上で内容を記載すること。

4 公営企業経営健全化計画の基本方針等

区分	内容
計画名	鳥取市集落排水事業経営健全化計画
計画期間	平成19年度～平成23年度
計画策定責任者	鳥取市長 竹内 功
既存計画との関係	第4次鳥取市行財政改革大綱（平成17年度～平成21年度）
公表の方法等	HPで進捗状況を四半期ごとに公開している。 議会へは平成19年12月議会で説明予定。
基本方針	<ul style="list-style-type: none"> 合併旧市町村間で異なる料金体系を、平成19年度から段階的に料金を改定し、平成22年度に全市域で統一し、合理的な料金体系とする。 処理場の統廃合等を進め、維持管理コスト削減に努める。 未接続世帯への戸別訪問・啓発活動等により水洗化率の向上を図る。 使用料滞納者への夜間訪問督促、滞納処分等を行い、徴収率向上を図る。

注 計画期間については、原則として平成19年度から23年度までの5か年とすること。

I 基本的事項（つづき）

5 繰上償還希望額等

（単位：百万円）

区 分		年利5%以上6%未満	年利6%以上7%未満	年利7%以上	合 計
旧資金運用部資金	繰上償還希望額	177	168	0	345
	補償金免除額	29	42	0	71
旧簡易生命保険資金	繰上償還希望額	0	0	0	0
公営企業金融公庫資金	繰上償還希望額	81	70	0	151

注 「旧資金運用部資金」の「補償金免除額」欄は、各地方公共団体の「繰上償還希望額」欄の額に対応する額として、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額であり、各地方公共団体の所在地を管轄とする財務省財務局・財務事務所に予め相談・調整の上、確認した補償金免除（見込）額を記入すること。

6 平成19年度末における年利5%以上の地方債現在高の状況

【旧資金運用部資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成21年度末残高)	年利6%以上7%未満 (平成20年度末残高)	年利7%以上 (平成19年度末残高)	合 計
公 営 企 業 債	下水道債	177,517	168,729	0	346,246
合 計 (A)		177,517	168,729	0	346,246
一 般 会 計 負 担 分 (再掲)	※上記のうち				
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)		177,517	168,729	0	346,246

【旧簡易生命保険資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成21年度末残高)	年利6%以上7%未満 (平成21年度末残高)	年利7%以上 (平成20年度9月期残高)	合 計
公 営 企 業 債					
合 計 (A)					
一 般 会 計 負 担 分 (再掲)	※上記のうち				
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)					

【公営企業金融公庫資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成20年度9月期残高)	年利6%以上7%未満 (平成20年度9月期残高)	年利7%以上 (平成19年度末残高)	合 計
公 営 企 業 債	下水道債	79,072	67,535	0	146,607
合 計 (A)		79,072	67,535	0	146,607
一 般 会 計 負 担 分 (再掲)	※上記のうち				
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)		79,072	67,535	0	146,607

注1 地方債計画の区分ごとに記入すること。
 2 必要に応じて行を追加して記入すること。

II 財務状況の分析

区 分	内 容																				
財務上の特徴	<p>本市の集落排水事業はほぼ全域で整備が完了しており、今後は建設事業施工地区の減少に伴い、建設改良費も減少していく見込みである。</p> <p>普及率に関しては、供用開始から5年未満の地区が6処理区あり、今後も向上が見込まれる。</p> <p>しかし、平成21年度には地方債元利償還金がピークを迎える見込みであり、また、供用開始から年数を経過し老朽化した施設も多いため、今後は処理場の統廃合等を進めるなど、一層のコスト削減に努めていく必要がある。</p>																				
経営課題	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="424 674 628 730">課題 ①</td> <td data-bbox="628 674 1471 730">維持管理費の削減</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="424 730 1471 842">平成16年度の合併以降、旧町村単位で処理施設が稼働しているほか、老朽化した施設も多いため、維持管理経費が増大している。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="424 842 628 898">課題 ②</td> <td data-bbox="628 842 1471 898">水洗化率の向上</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="424 898 1471 1010">供用開始後も多くの未接続世帯が存在し、使用料収入の減少および一般会計基準外繰入金の増加につながっている</td> </tr> <tr> <td data-bbox="424 1010 628 1066">課題 ③</td> <td data-bbox="628 1010 1471 1066">使用料徴収率の向上</td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="424 1066 1471 1178">多くの使用料滞納者が存在し、使用料収入の減少および一般会計基準外繰入金の増加につながっている。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="424 1178 628 1234">課題 ④</td> <td data-bbox="628 1178 1471 1234"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="424 1234 628 1290"></td> <td data-bbox="628 1234 1471 1290"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="424 1290 628 1346">課題 ⑤</td> <td data-bbox="628 1290 1471 1346"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="424 1346 628 1402"></td> <td data-bbox="628 1346 1471 1402"></td> </tr> </table>	課題 ①	維持管理費の削減	平成16年度の合併以降、旧町村単位で処理施設が稼働しているほか、老朽化した施設も多いため、維持管理経費が増大している。		課題 ②	水洗化率の向上	供用開始後も多くの未接続世帯が存在し、使用料収入の減少および一般会計基準外繰入金の増加につながっている		課題 ③	使用料徴収率の向上	多くの使用料滞納者が存在し、使用料収入の減少および一般会計基準外繰入金の増加につながっている。		課題 ④				課題 ⑤			
課題 ①	維持管理費の削減																				
平成16年度の合併以降、旧町村単位で処理施設が稼働しているほか、老朽化した施設も多いため、維持管理経費が増大している。																					
課題 ②	水洗化率の向上																				
供用開始後も多くの未接続世帯が存在し、使用料収入の減少および一般会計基準外繰入金の増加につながっている																					
課題 ③	使用料徴収率の向上																				
多くの使用料滞納者が存在し、使用料収入の減少および一般会計基準外繰入金の増加につながっている。																					
課題 ④																					
課題 ⑤																					
留意事項																					

注1 「財務上の特徴」欄は、事業環境や地域特性等を踏まえて記載すること。また、経営指標等について経年推移や類似団体との水準比較などを行い、各自工夫の上説明すること。

2 「経営課題」欄は、料金水準の適正化、資産の有効活用、給与水準・定員管理の適正合理化、維持管理費等サービス供給コストの節減合理化、資本投下の抑制、民間的経営手法等の導入等、団体が認識する経営上の課題について、優先度の高いものから順に記載する。また、経営課題と認識する理由を類似団体等との比較を交えながら具体的に説明すること。

3 「留意事項」欄は、「経営課題」で取り上げた項目の他に、経営に当たって補足すべき事項を記載すること。

4 必要に応じて行を追加して記入すること。

Ⅲ 今後の経営状況の見通し (②法非適用企業)

(1) 収益的収支、資本的収支

(単位:百万円, %)

区 分		年 度	平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算見込)	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画第2年度)	平成21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)
収益的 収 入	1 総 収 益 (A)		1,290	1,282	1,200	1,229	1,562	1,578	1,501	1,497	1,483	1,448
	(1) 営 業 収 益 (B)		333	354	397	382	415	446	450	455	456	460
	ア 料 金 収 入		318	352	390	356	415	446	450	455	456	460
	イ 受 託 工 事 収 益 (C)		14	2	7	26	0	0	0	0	0	0
	ウ そ の 他		1	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	(2) 営 業 外 収 益		957	928	803	847	1,147	1,132	1,051	1,042	1,027	988
	ア 他 会 計 繰 入 金		774	724	633	731	1,079	1,063	992	991	982	949
	イ そ の 他		183	204	170	116	68	69	59	51	45	39
	2 総 費 用 (D)		1,255	1,288	1,262	1,202	1,155	1,175	1,152	1,124	1,090	1,066
	(1) 営 業 費 用		503	531	527	518	488	534	532	528	518	516
	ア 職 員 給 与 費		100	103	79	40	43	40	40	40	40	40
	ウ ち 退 職 手 当		0	0	0							
	イ そ の 他		403	428	448	478	445	494	492	488	478	476
	(2) 営 業 外 費 用		752	757	735	684	667	641	620	596	572	550
ア 支 払 利 息		617	615	618	603	602	589	577	562	544	527	
ウ ち 一 時 借 入 金 利 息		1	2	0								
イ そ の 他		135	142	117	81	65	52	43	34	28	23	
3 収 支 差 引 (A)-(D) (E)		35	-6	-62	27	407	403	349	373	393	382	
資本的 収 入	1 資 本 的 収 入 (F)		2,970	2,839	2,090	1,687	1,242	1,640	1,472	1,424	1,201	1,417
	(1) 地 方 債		1,195	1,120	690	480	342	820	689	594	381	720
	(2) 他 会 計 補 助 金		524	674	762	842	643	468	501	576	649	636
	(3) 他 会 計 借 入 金		0	0	0							
	(4) 固 定 資 産 売 却 代 金		0	0	0							
	(5) 国 (都 道 府 県) 補 助 金		1,010	910	561	334	223	345	282	254	171	61
	(6) 工 事 負 担 金		116	97	52	27	13	7	0	0	0	0
	(7) そ の 他		125	38	25	4	21	0	0	0	0	0
	2 資 本 的 支 出 (G)		3,066	2,847	2,103	1,688	1,674	2,011	1,817	1,789	1,582	1,787
	(1) 建 設 改 良 費		2,639	2,260	1,394	969	705	1,004	744	662	461	673
	ウ ち 職 員 給 与 費		93	51	42	54	37	40	34	33	33	33
	(2) 地 方 債 償 還 金 (H)		418	586	709	719	969	1,007	1,073	1,127	1,121	1,114
	(3) 他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金		0	0	0							
	(4) 他 会 計 へ の 繰 出 金		9	1	0							
(5) そ の 他		0	0	0								
3 収 支 差 引 (F)-(G) (I)		-96	-8	-13	-1	-432	-371	-345	-365	-381	-370	

(単位:百万円, %)

区 分	年 度		平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
	(E)+(I)	(J)	(計画前5年度) (決算)	(計画前4年度) (決算)	(計画前3年度) (決算)	(計画前々年度) (決算)	(計画前年度) (決算見込)	(計画初年度)	(計画第2年度)	(計画第3年度)	(計画第4年度)	(計画第5年度)
収 支 再 差 引	(E)+(I)	(J)	-61	-14	-75	26	-25	32	4	8	12	12
積 立 金	(K)	(L)	0	0	0							
前 年 度 か ら の 繰 越 金	(L)	(M)	97	36	103	27	53	36				
前 年 度 繰 上 充 用 金	(M)	(N)	0	0	0							
形 式 収 支	(J)-(K)+(L)-(M)	(N)	36	22	28	53	28	68	4	8	12	12
翌 年 度 へ 繰 り 越 す べ き 財 源	(O)	(P)	17	7	6	4	10					
実 質 収 支	(N)-(O)	(P)	19	15	22	49	18	68	4	8	12	12
赤 字 比 率	$\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100$	(Q)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
収 益 的 収 支 比 率	$\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$	(A)	77.1	68.4	60.9	64.0	73.5	72.3	67.5	66.5	67.1	66.4
地 方 財 政 法 施 行 令 第 20 条 第 1 項 に よ り 算 定 し た 資 金 の 不 足 額	(R)	(S)										
営 業 収 益 - 受 託 工 事 収 益	(B)-(C)	(S)	319	352	390	356	415	446	450	455	456	460
資 金 不 足 比 率	$((R)/(S) \times 100)$											
積 立 金 現 在 高												
企 業 債 現 在 高			26,125	26,336	26,571	26,203	25,687	25,113	24,493	23,771	22,936	21,828
うち建設改良費・準建設改良費に係るもの			26,125	26,336	26,571	26,203	25,687	25,113	24,493	23,771	22,936	21,828
うちその他に係るもの												

(2) 他会計繰入金

(単位:百万円)

区 分	年 度		平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
	(計画前5年度) (決算)	(計画前4年度) (決算)	(計画前3年度) (決算)	(計画前々年度) (決算)	(計画前年度) (決算見込)	(計画初年度)	(計画第2年度)	(計画第3年度)	(計画第4年度)	(計画第5年度)		
収 益 的 収 支 分			774	724	633	731	1,079	1,063	992	991	982	949
うち基準内繰入金			77	161	182	144	93	69	65	61	57	53
うち基準外繰入金			697	563	451	587	986	994	927	930	925	896
うち料金収入に計上すべき繰入等												
うち赤字補てん的なもの			697	563	451	587	986	994	927	930	925	896
資 本 的 収 支 分			524	674	762	842	643	468	501	576	649	636
うち基準内繰入金			0	0	212	250	254	238	213	203	173	151
うち基準外繰入金			524	674	550	592	389	230	288	373	476	485
うち赤字補てん的なもの			524	674	550	592	389	230	288	373	476	485

(3) 経営指標等

(単位:%)

	平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算見込)	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画第2年度)	平成21年度 (計画第3年度)	平成22年度 (計画第4年度)	平成23年度 (計画第5年度)	
資金不足比率 (%) (再掲)											
料金回収率※ (%)	24.4	24.1	24.6	18.8	19.5	20.4	20.2	20.2	20.6	21.1	
総収支比率(法適用) (%)											
経常収支比率(法適用) (%)											
営業収支比率(法適用) (%)											
累積欠損金比率(法適用) (%) (再掲)											
収益的収支比率(法非適用) (%) (再掲)	77.1	68.4	60.9	64.0	73.5	72.3	67.5	66.5	67.1	66.4	
不良債務比率(法適用)又は赤字比率(法非適用) (%) (再掲)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
繰入金比率	収益的収入分 (%)	60.0	56.5	52.8	59.5	69.1	67.4	66.1	66.2	66.2	65.5
	うち基準内繰入金 (%)	9.9	22.2	28.8	19.7	8.6	6.5	6.6	6.2	5.8	5.6
	うち基準外繰入金 (%)	90.1	77.8	71.2	80.3	91.4	93.5	93.4	93.8	94.2	94.4
	うち料金収入に計上すべき繰入等 (%)										
	うち赤字補てん的なもの (%)	90.1	77.8	71.2	80.3	91.4	93.5	93.4	93.8	94.2	94.4
	資本的収入分 (%)	17.6	23.7	36.5	49.9	51.8	28.5	34.0	40.4	54.0	44.9
	うち基準内繰入金 (%)	0.0	0.0	27.8	29.7	39.5	50.9	42.5	35.2	26.7	23.7
	うち基準外繰入金 (%)	100.0	100.0	72.2	70.3	60.5	49.1	57.5	64.8	73.3	76.3
	うち赤字補てん的なもの (%)	100.0	100.0	72.2	70.3	60.5	49.1	57.5	64.8	73.3	76.3

注1 上記の各指標の算出方法については、次のとおりであること。

(1) 資金不足比率 (%)

ア 地方公営企業法適用企業の場合＝地方財政法施行令第19条第1項により算定した資金の不足額 / (営業収益－受託工事収益) × 100

イ 地方公営企業法非適用企業の場合＝地方財政法施行令第20条第1項により算定した資金の不足額 / (営業収益－受託工事収益) × 100

(2) 総収支比率 (%) = 総収益 / 総費用 × 100

(3) 経常収支比率 (%) = 経常収益 / 経常費用 × 100

(4) 営業収支比率 (%) = (営業収益－受託工事収益) / (営業費用－受託工事費用) × 100

(5) 累積欠損金比率 (%) = 累積欠損金 / (営業収益－受託工事収益) × 100

(6) 収益的収支比率 (%) = 総収益 / (総費用＋地方債償還金) × 100

(7) 不良債務比率(又は赤字比率) (%) = 不良債務(又は実質赤字額) / (営業収益－受託工事収益) × 100

(8) 繰入金比率 (%) = 収益的収入に属する他会計繰入金(又は資本的収入に属する他会計繰入金) / 収益的収入(又は資本的収入) × 100

2 上記指標のうち「料金回収率」は、水道事業(簡易水道事業を含む)、工業用水道事業及び下水道事業(下水道事業にあつては使用料回収率)について記載すること。

(1) 水道事業、工業用水道事業に係る料金回収率の算出方法

・料金回収率 (%) = 供給単価※1 / 給水原価※2 × 100

※1 供給単価 (円/m³) = 給水収益 / 年間総有収水量(工業用水道事業にあつては料金算定に係るもの)

※2 給水原価 (円/m³) = (経常費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費＋基準内繰入金(水道事業のみ))) / 年間総有収水量(工業用水道事業にあつては料金算定に係るもの)

但し、簡易水道事業については下記によるものとする。

ア 地方公営企業法適用企業の場合 = (経常費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費＋基準内繰入金＋減価償却費)＋企業債償還金) / 年間総有収水量

イ 地方公営企業法非適用企業の場合 = (総費用－(受託工事費＋基準内繰入金)＋地方債償還金) / 年間総有収水量

(2) 下水道事業に係る使用料回収率の算出方法

・使用料回収率 (%) = 使用料収入 / 汚水処理費 × 100

(4) 収支見通し策定の前提条件

条件項目	収支見通し策定に当たっての考え方（前提条件）
1 料金設定の考え方、料金収入の見込み	合併した旧市町村間で異なっていた料金体系を合理的な統一料金体系とするため、平成19年度から平成21年度まで段階的に料金を改定し、平成22年度に全市域で統一することとしている。 改定により、3%程度の使用料収入の増加が見込まれる。
2 他会計繰入金の見込み	地方債元利償還金が平成21年度にピークを迎えることに伴い、一般会計繰入金も増加が見込まれる。
3 大規模投資の有無、資産売却等による収入の見込み	予定なし
4 その他収支見通し策定に当たって前提としたもの	

注1 収支見通しを策定するに当たって、前提として用いた各種仮定（前提条件）について、各区分に従い、それぞれその具体的な考え方を記入すること。

2 必要に応じて行を追加して記入すること。

IV 経営健全化に関する施策

項 目	具 体 的 内 容
1 行革推進法を上回る職員数の純減や人件費の総額の削減 <ul style="list-style-type: none"> <li data-bbox="147 300 613 427">○ 地方公務員の職員数の純減の状況 <li data-bbox="147 427 613 1093">○ 給与のあり方 <ul style="list-style-type: none"> <li data-bbox="197 531 613 675">◇ 国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与構造の見直し、地域手当のあり方 <li data-bbox="197 675 613 818">◇ 技能労務職員に相当する職種に従事する職員等の給与のあり方 <li data-bbox="197 818 613 962">◇ 退職時特昇等退職手当のあり方 <li data-bbox="197 962 613 1093">◇ 福利厚生事業のあり方 	<p>平成17年12月に「定員適正化計画」(平成18年度～平成22年度)を策定。 平成18年度から5年間で、合併時(平成16年11月1日1,572人)の8.4%の削減(平成22年4月1日1,440人)を目標としている。 平成23年度までには、さらに40名程度削減し、1,400人を目標としている。</p> <p>給与構造の見直し…平成18年4月に国家公務員に準じて改革を実施。以降も国家公務員に準じて実施している。 地域手当のあり方…非支給地(大阪事務所の職員、医師等の特例のみ適用している。)</p> <p>平成19年度末の公表を目標に、現在職員組合と協議中である。</p> <p>退職時特昇は平成16年10月末に廃止。 定年前早期退職特例措置を含め、国家公務員に準じている。</p> <p>平成17年度から職員会費と公費負担を同率としている。</p>
2 物件費の削減、指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用等 <ul style="list-style-type: none"> <li data-bbox="147 1197 613 1340">○ 維持管理費等の縮減その他経営効率化に向けた取組 <li data-bbox="147 1340 613 1474">○ 指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用 	<p>全市域の処理施設において維持管理業務の内容を統一して民間委託し、管理委託費の節減に努めている。……①</p> <p>同上……①</p>

IV 経営健全化に関する施策（つづき）

項 目	具 体 的 内 容
3 コスト等に見合った適正な料金水準への 引上げ、売却可能資産の処分等による歳入 の確保	<p>○ 料金水準が著しく低い団体において は、コスト等に見合った適正な料金水 準への引き上げに向けた取組</p> <p>合併した旧市町村間で異なっていた料金体系を合理的な統一料金体系とするため、平成17年度より「鳥取市下水道等事業運営審議会」で審議を行った。平成18年度に審議会より答申を受け、平成19年度から平成21年度まで段階的に料金を改定し、平成22年度に全市域で統一することとしている。</p>
4 経営健全化や財務状況に関する情報公開 の推進と行政評価の導入	<p>○ 経営健全化や財務状況に関する情報 公開</p> <p>「鳥取市下水道等事業運営審議会」及び市報並びに本市ホームページ上で下水道事業の経営状況を公開している。</p> <p>○ 行政評価の導入</p> <p>第8次総合計画の中で、主な事業について実施計画を策定し、実施する上で行政評価を行い、事業計画の見直しを毎年度行うようにしている。</p>
5 その他	

注1 上記区分に応じ、「II 財務状況の分析」の「経営課題」に掲げた各課題に対応する施策を具体的に記入すること。その際、どの課題に対応する施策が明らかとなるよう、IIに付した課題番号を引用しつつ、記入すること。

2 上記に記入した各種施策のうち、当該取組の効果として改善額の算出が可能な項目については、「V 繰上償還に伴う経営改革効果」の「年度別目標等」にその改善額を記入すること。
 なお、当該改善額が対前年度との比較により算出できない項目（資産売却収入・工事コスト縮減など）については、当該改善額の算出方法も併せて上記各欄に記入すること。

3 必要に応じて行を追加して記入すること。

V 繰上償還に伴う経営改革促進効果

1 主な課題と取組み及び目標

課 題	取 組 み 及 び 目 標
1 職員数の純減や人件費の総額の削減	平成16年度の市町村合併により、旧町村部（支所）及び本庁担当業務及び職員数の見直しを行った。今後も、建設事業の完了に伴い、効率的な維持管理体制の見直しを行い、経費の削減に努める。
2 経営効率化や料金適正化による繰越欠損金の解消等	合併した旧市町村間で異なっていた料金体系を合理的な統一料金体系とするため、平成17年度より「鳥取市下水道等事業運営審議会」で審議を行った。平成18年度に審議会より答申を受け、平成19年度から平成21年度まで段階的に料金を改定し、平成22年度に全市域で統一することとしている。また、平成19年度以降、旧町村単位で稼働している処理施設を統合し、維持管理経費の削減・効率化を図ることとしている。
3 一般会計等からの基準外繰出しの解消等	上記のほか、未接続世帯への戸別訪問により水洗化率の向上を図るほか、使用料滞納者に対する夜間訪問督促・滞納処分等を行い、使用料徴収率の向上を図っている。
4 その他	

注1 上記各項目には、Ⅱで採り上げた経営課題に対応する取組としてⅣに掲げた経営健全化に関する施策のうち、それぞれ各項目に該当するものについて、その対応関係が分かるように記入すること。

2 必要に応じて行を追加して記入すること。

2 年度別目標等 ※ 次頁以下（1）から（5）までの各事業別様式を参考に、以下の考え方に沿って策定すること。

（各事業共通留意事項）

<p>1. 次頁以下の各事業別様式は、「年度別目標」を策定するに当たって参考となるよう例示的な様式を示したものであり、2に掲げた項目以外は必ずしも全ての項目に記入を要するものではなく、各団体の各事業の状況にあわせて記入可能な項目のみ記入し又は独自の取組に応じた項目を立てて記入することは差し支えないものであること。</p> <p>2. 各事業別様式は参考例示ではあるが、各様式中の「目標又は実績」欄の項目のうち、職員数、行政管理経費（人件費、物件費、維持補修費等）に該当する項目並びに累積欠損金比率及び企業債現在高は、年度別目標策定に際して必須項目とされているので漏れがないよう留意すること。なお、これらの項目のうち、職員数、行政管理経費については、各団体（事業）の取組状況に応じて、適宜、細分化（例：職員数→職種別に区分、正職員と臨時職員とを分離計上等）することは差し支えないこと。</p> <p>3. 「目標又は実績」欄の項目中、「職員数」については、前年度との比較によりその増減数を各年度の「増減数」欄に計上するとともに、計画期間中の「増減数」の合計は「計画合計」欄に計上し、計画前5年間の「増減数」の合計は「計画前5年間実績」欄に計上すること。</p> <p>4. 「目標又は実績」欄の項目の見直し施策実施に係る「改善額」は、原則として、当該見直し施策実施年度の前年度との比較により算出し、その改善効果がその後も継続するものとして、その後の各年度の改善額を計上すること。</p> <p>5. 4による「改善額」が対前年度との比較により算出できない項目、その改善効果が単年度に限られる項目（資産売却益、工事コスト縮減等）については、当該改善額のみ当該見直し施策の実施年度の「改善額」欄に計上すること。またその場合の改善額の算出方法について、Ⅳの当該施策に係る「具体的内容」欄に併せて記入すること。</p> <p>6. 計画期間中に実施した見直し施策に係る「改善額」の合計については「計画合計」欄に計上すること。また、計画前5年間に実施した見直し施策に係る「改善額」の合計については「計画前5年間実績」欄に計上すること。</p> <p>7. 「改善額 合計」欄及び「計画前5年間改善額 合計」欄には、それぞれの期間に係る人件費（退職手当以外の職員給与費）その他改善額を計上することが可能なものの合計（「計画合計」及び「計画前5年間実績」それぞれの合計）を記入すること。その際、同一項目に係る内訳に相当するもの等を重複計上することのないよう留意すること。</p> <p>8. 「（参考）補償金免除額」欄に記入する「補償金免除額」とは、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額（補償金免除（見込）額）であり、Ⅰの「5 繰上償還希望額等」に記入した「旧資金運用部資金」の「繰上償還希望額」に対応する「補償金免除額」の「合計」欄の額を転記すること。</p> <p>9. 以上の他、各事業別様式において、記入を求められている経営指標その他の項目等については各事業別様式の指示（留意事項）に従うこと。</p> <p>10. 必要に応じて行を追加して記入すること。</p>

V 繰上償還に伴う経営改革促進効果 (つづき)

2 年度別目標等
(5) 下水道事業

区分	目標又は実績	平成14年度 (計画前5年度) (決算)	平成15年度 (計画前4年度) (決算)	平成16年度 (計画前3年度) (決算)	平成17年度 (計画前々年度) (決算)	平成18年度 (計画前年度) (決算見込)	計画前5年間 実績	平成19年度 (計画初年度)	平成20年度 (計画2年度)	平成21年度 (計画3年度)	平成22年度 (計画4年度)	平成23年度 (計画5年度)	計画合計	
収入の確保	① 処理区域内人口(人)	33,013	36,637	37,138	37,986	37,146		38,500	38,900	39,300	39,400	39,500		
	A 増減													
	B 増減	26,064	28,122	30,237	30,895	31,070		33,400	33,700	34,000	34,700	35,350		
	C 増減	78.95%	76.76%	81.42%	81.33%	83.64%		86.75%	86.63%	86.51%	88.07%	89.49%		
	D 増減	2,563,030	2,941,126	3,247,602	4,065,237	3,334,400		3,250,346	3,265,526	3,274,700	3,284,984	3,346,518		
	② 使用料単価(円/㎡) (使用料収入/有収水量)	124	120	120	88	124		137	138	139	139	139	137	
	E 増減													
	F 増減													
	③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿													
	① 職員1人当たりの営業収益(千円)	13,870	18,526	26,000	35,600	41,500		44,600	45,000	45,500	45,600	46,000		
職員数(人)	23	19	15	10	10		10	10	10	10	10			
管理運営費(千円)	1,611,893	1,871,063	1,965,991	572,044	552,692		586,000	575,000	562,000	546,000	539,000			
I 増減	49	51	53	15	15		15	15	14	14	14			
J 増減	509	497	488	466	637		671	681	687	673	651			
K 増減	187	181	161	141	166		180	176	172	166	161			
L 増減														
M 増減														
使用料回収率(%) (E/K×1,000)	24.38%	24.08%	24.61%	18.80%	19.54%		20.44%	20.22%	20.21%	20.62%	21.10%			
増減														
累積欠損金比率(%)														
増減														
企業債現在高(百万円)	26,125	26,336	26,571	26,203	25,687		25,113	24,493	23,771	22,936	21,828			
増減														
収入の確保	使用料収入	318	352	390	356	415		446	450	455	456	460		
	改善額	37	45	37	72	0		191	10	14	17	22	24	
	①有収水量の増加	37	45	37	72			191	-7	-5	-3	0	2	
	②使用料の適正化								12	12	12	12	12	
	③収納率の向上								5	7	8	10	10	
④その他														
改善額														
経営の効率化	管理運営費	193	155	122	94	80		80	74	73	73	73		
	うち職員給与費中の退職手当を除いたもの													
	改善額	4	38	33	28	14		117	0	8	9	27	27	
	⑤職員給与費の適正化	4	38	33	28	14		117	0	6	7	7	7	
	維持管理費(上記以外)の適正化									2	2	20	20	
	うち職員給与費中の退職手当													
	⑥その他													
改善額							0							
計画前5年間改善額 合計							308						158	
改善額 合計												158		

○計画前年度において使用料単価150円/㎡(20㎡当たり3,000円)未満(処理原価が150円/㎡未満の場合は処理原価未満)の事業にあっては、下記に使用料適正化の考え方を記載し、当該適正化による増収額を②に記載すること。

○「収入の確保」その他④の例:未利用地の売却、資産の有効利用(用地等の貸付)、再生水の販売収入など(記入単位は百万円とするが、会計規模により千円単位でも可とする。)

○「経営の効率化」その他⑥の例:建設コストの縮減(上下水共同施工の実施、工法の見直し・技術開発の促進など。建設改良費の抑制は除く。)、電気・機械設備等の計画的修繕による長寿命化など(記入単位は百万円とするが、会計規模により千円単位でも可とする。)

(収入の確保及び経営の効率化に向けた取組みについて)

○ 使用料適正化の考え方

合併した旧市町村間で異なっていた料金体系を合理的な統一料金体系とするため、平成17年度より「鳥取市下水道等事業運営審議会」で審議を行った。平成18年度に審議会より答申を受け、平成19年度から平成21年度まで段階的に料金を改定し、平成22年度に全市域で統一することとしている。

○ 民間委託の取組状況

処理施設の維持管理を民間委託している。

○ その他に記載された項目に関する取組等

(参考) 補償金免除額 71